

(参考) 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」に係る届出要領

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手する日の30日前までに、都道府県知事に届け出なければならないとされています。

本要領は、法的要件から法令に記載のない実務的な事項まで、届出の実務上必要な事項についてとりまとめたものです。届出者にとっては、本要領に従って届出の手続きを進めてください。

【土壤汚染対策法第4条第1項】

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

1 届出が必要となる場合について

盛り土及び掘削工事の合計面積が3,000㎡以上となる工事。

<例外行為>

① 次のいずれにも該当しない行為

- ・ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ・ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。

② 通常の農業（種を蒔いてから収穫するまで）の行為

③ 林業の作業路網の整備

④ 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更

⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 届出様式、届出要件

(1) 届出様式：土壤汚染対策法施行規則第23条第1項の規定に基づく届出様式

(2) 届出部数：2部

(3) 届出時期：土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

(4) 届出窓口：土地の形質の変更の対象となる土地の所在地を管轄する県保健所衛生環境課（熊本市区域の場合は熊本市水保全課）

※工事区域が2保健所以上に及ぶ場合は、主たる工事区域の所管保健所

3 添付書類

(1) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図(1:3,000~1.5万程度の縮尺)
(例：別添地図1)

(2) 土地の形質の変更の場所の図（例：別添地図2）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出においては、土地の形質の変更をしようとする位置図の添付が必要です。工事図面の写しでも可。

(3) 形質変更実施に係る土地所有者の同意書

届出者が当該土地の所有者でない場合や所有者であっても届出者の他にも土地

所有者がいる場合は、土地所有者全員の形質変更実施に係る同意書が必要です。
(当該工事請負契約書の写しでも可。)

なお、様式は自由です。

(4) 土地利用履歴書

過去にその土地で使用等された特定有害物質についても法の対象となることから、あらかじめ土地の所有者等に土地利用履歴の報告を求めるものです。

なお、様式は自由です。

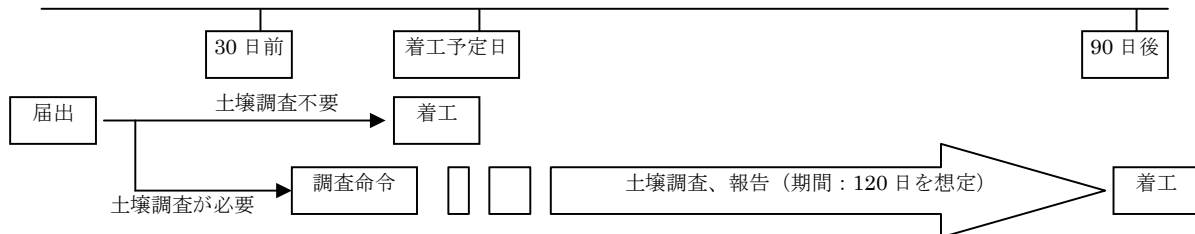
(5) 工事の工程表

当該工事のスケジュール把握のため提出をお願いするものです。

なお、様式は自由です。

4 記入例 別添のとおり

5 届出フロー



※ この他、要措置区域等に指定され工事計画に影響を及ぼすこともあります。

◎ 一定規模(3,000 m²)以上の土地の形質変更の届出窓口：各保健所（熊本市内は熊本市水保全課）

保健所	所在地	電話番号	管轄地域(平成22年4月1日現在)
宇城	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-0598	宇土市 宇城市 下益城郡美里町
有明	玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184	玉名市 荒尾市 玉名郡長洲町・和水町・玉東町・南関町
山鹿	山鹿市山鹿 465-2	0968-44-4121	山鹿市
菊池	菊池市隈府 1272-10	0968-25-4135	菊池市 合志市 菊池郡大津町・菊陽町
阿蘇	阿蘇市内牧 1204	0967-32-0535	阿蘇市 阿蘇郡小国町・南小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村
御船	御船町辺田見 400	096-282-0016	上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町
八代	八代市西片町 1660	0965-33-3198	八代市 八代郡氷川町
人吉	人吉市寺町 12-1	0966-22-3107	人吉市 球磨郡球磨村・山江村・五木村・相良村・あさぎり町・多良木町・錦町・湯前町・水上村
水俣	水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4104	水俣市 葦北郡芦北町・津奈木町
天草	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172	天草市 上天草市 天草郡苓北町

問い合わせ先

〒862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18-1
熊本県環境生活部水環境課水質保全班<新館5F>
電話 096-333-2271

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

平成 年 月 日

熊本県知事
蒲島郁夫様

届出者

印

（ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ）

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

(記入例)

様式第六 (第二十三条第一項関係)

— 記 入 例 —

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

熊本県知事
蒲島郁夫様

着手予定日の30日前
までに届出が必要

平成**23**年**3**月**10**日

届出者 **熊本県庁株式会社** **熊本 県太郎** 印

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〒86×-×××× 熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地及び〇〇番地 (別添地図1参照)
土地の形質の変更の場所	別添地図2参照
土地の形質の変更の着手予定日	平成23年5月2日
土地の形質の変更の規模	3,000㎡

補足説明 「提出部数」、「添付資料」について

- * 提出部数は法令に明記してありませんが、別添資料がA4版より大きい又はカラー等の理由でコピーが困難な場合があるため、正副2部提出して下さい。
- * 実務的には3部提出(1部は受付印を押して届出者所控え用として返戻)が望ましい。
- * 「土地の形質の変更の場所」(記載例では「別添地図2」)と届出者が当該土地の所有者でない場合は「形質変更実施の同意書」が必要。このほか、任意で「土地利用履歴書」、「工事の工程表」の提出をお願いします。(様式自由)

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

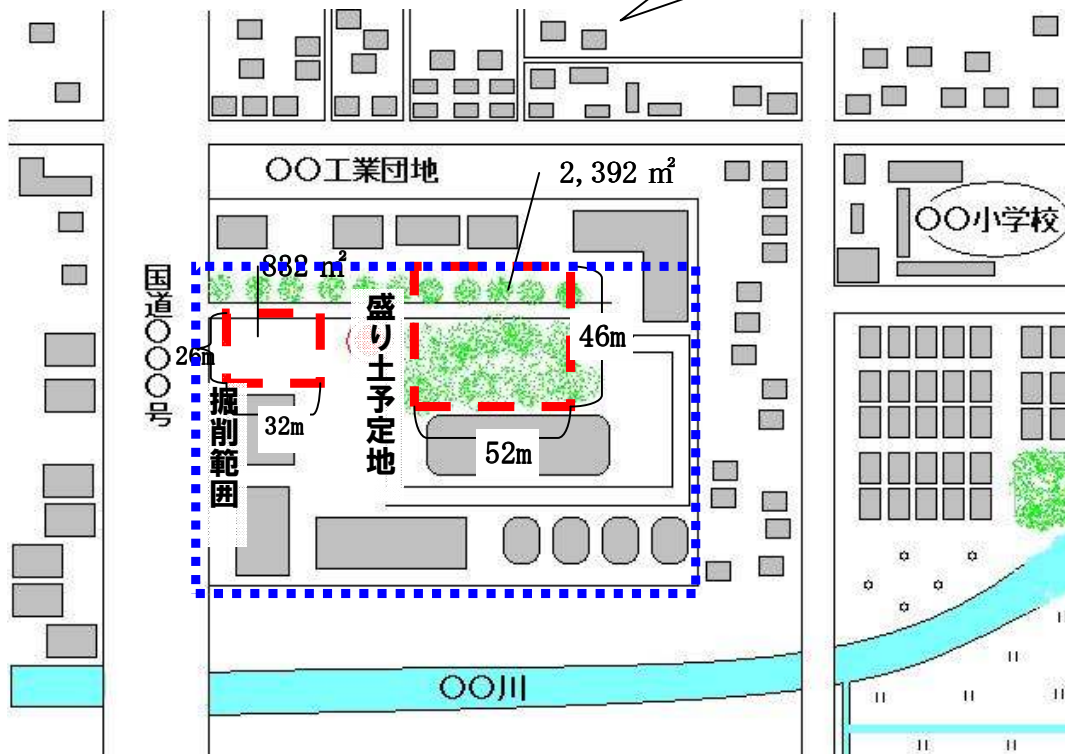
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

(別添) 地図1 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地



(別添) 地図2 土地の形質の変更の場所

工事図面の写しでも可



添付書類の例

様式自由

熊本県庁株式会社
熊本 県太郎 様

熊本県知事宛でも可

形質変更実施同意書

当該工事契約書の写しでも可

平成22年10月10日

届出者が土地所有者で、他に土地所有者がいなければ提出不要

熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地 水輪 守 印

私は、土地の形質の変更の実施については下記のとおり実施することに同意致します。
記

土地の形質の変更の実施者 : 熊本県庁株式会社
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 : 熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地
及び〇〇番地
土地の形質の変更の着手予定日 : 平成22年12月2日

有害物質の使用、製造、保管、飛散
及び地下浸透の観点から記入

土地利用履歴書

様式自由

平成22年10月10日

熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地 水輪 守 印

熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地及び〇〇番地における土地利用履歴

年月日	内容	備考
～S30	農用地として利用	
S30. 4	金属製品製造業（〇〇株）稼働開始	メッキに六価クロム使用
S63. 5. 1	土地の一部にガソリンスタンドを設営	
H4. 11. 1	ガソリンスタンドに自動洗車施設を導入	有害物質の使用なし
H5. 12. 6	当該土地と隣接する土地でトリクロロエチレン製造工場が稼働。	
H10. 4. 1	ガソリンスタンド閉鎖	
H22. 4. 1	金属製品製造業（〇〇株）閉鎖	当該土地の周辺についても記入
H22. 12. 2～	マンション建設予定	

工事の工程表

様式自由

年月日	内容	備考
H22. 12. 2	既存施設の撤去	
H22. 12. 16	土壌掘削、盛り土	
H23. 1. 15	土壌改良工事（基礎工事）開始	
H23. 3. 15	配管工事開始	おおよその流れが分かれば可。 （詳細な記載は不要）
H24. 12. 2	マンション建設完成	